

一般財団法人 長崎県消防設備協会

会報

第 78 号

令和 3 年 9 月 1 日発行



長崎港

編集・発行 一般財団法人長崎県消防設備協会／〒850-0027 長崎市桶屋町50-1 杉本ビル3階

TEL (095) 827-4756 FAX (095) 827-5501

ホームページアドレス (URL) <http://www.syoubounet.jp/nagasaki/>
E-mailアドレス ng-hosyu@yacht.ocn.ne.jp

目 次

ごあいさつ	1
理事会・評議員会を開催しました	2
令和2年度の事業に伴う決算	2
令和3年度の事業計画と予算	3
（一財）日本消防設備安全センター理事長表彰	4
（一財）長崎県消防設備協会理事長表彰	5
現在の協会会員数	6
令和2年度講習会等の開催実績	7
令和2年度消防用設備等点検済票（ラベル）の交付実績	9
令和3年度各種講習会開催予定	10
消防設備点検資格者「本講習」・「再講習」の実施	11
通知・通達	12
適正な点検・報告と点検済票（ラベル）の貼付を！	14
消防用設備等には定期点検が必要です	16
消防用設備等点検報告率	18
「飛沫防止用シート」の火災に注意！	19
表示登録会員名簿	20
消防設備関係刊行物等	22
事務局からのお知らせ	23

■表紙の写真について

【長崎港】

本年、長崎開港450周年となる長崎港を稻佐山から撮影したものです。

掲載しているロゴマークは、開港した長崎港をイメージし、大海原に当時寄港したポルトガル貿易帆船を構成してデザイン化されたもので、背景には、鎖国時代も西洋との窓口として開かれてきた出島を配し、波形は海と港を活かして培われた長崎の歴史と発展の流れとともに、長崎の魅力を国内外に発信し、次世代に繋がる想いを込めたニューウェーブを表しています。

ごあいさつ

一般財団法人長崎県消防設備協会

理事長 岩永堅之進

一般財団法人長崎県消防設備協会は、消防用設備等点検報告制度を適正かつ円滑に実施するため、昭和51年7月に消防機器、管工事、電気工事の関係団体の協力のもとで財団法人として設立され、その後、平成24年4月の一般財団法人への移行を経て現在に至っております。

長崎県をはじめ県下の消防機関の皆様、一般財団法人日本消防設備安全センターを含む関係団体並びに会員の皆様方におかれましては、この間、多大なご指導とご支援を賜り深く感謝申し上げます。

近年、記録的な豪雨や台風等による土砂災害などが多発するとともに、大きな火災等も全国的に発生しております。そのような中、地下駐車場における二酸化炭素消火設備の放出事故が発生し、これを契機とした注意喚起が行われているところであります。

社会に安全と安心を提供する役割の一端を担う当協会といたしましても、このような内外の動向に的確に対応し、消防用設備等の設置及び維持管理の適正化や普及啓発の推進を図るため、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら講習会などを含む各種事業の推進を図ってまいります。

結びに、関係各位のなお一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

(役員・評議員)

監 事	理 事	常務 理 事	副 理 事 長	理 事	評 議 員	顧 問	会 長	(一財)長崎県消防設備協会
原 太 猟 宮 田 松 稲 笠 梁 泽 岩 小 谷 藤 北 中								
口 田 野 崎 中 田 次 山 瀬 瀬 永 林 村 岡 村 村								
正 徳 良 俊 武 浩 正 幸 堅 之 進 純 正 秀 法								
誠 久 智 一 晴 幸 豊 昭 輝 滿 一 夫 則 正 道								
		(新任)						

理事会・評議員会を開催しました

令和 3 年 3 月 18 日（木）、長崎市民会館において令和 2 年度第 2 回理事会を開催し、令和 3 年度事業計画及び収支予算について審議しました。

また、令和 3 年 6 月 23 日（木）、長崎市のサンプリエールにおいて令和 3 年度定時評議員会を開催し、令和 2 年度事業報告及び収支決算について審議しました。

理事会及び評議員会で審議した議案については、いずれも原案のとおり承認されました。

令和 2 年度の事業に伴う決算

令和 2 年度に実施した各種講習会、点検済表示制度の推進など各種事業に伴う収入及び支出の決算額は、以下のとおりです。

(1) 収入の部

（単位：千円）

科 目	予 算 額	決 算 額	増 減 額	備 考
基本財産運用収入	4	1	△3	
入会金、会費収入	1,328	1,327	△1	
事 業 収 入	26,835	27,569	734	
補 助 金 等 収 入	260	270	10	
雑 収 入	532	2,604	2,072	
計	28,959	31,771	2,812	

(2) 支出の部

（単位：千円）

科 目	予 算 額	決 算 額	増 減 額	備 考
事 業 費	6,370	5,542	△828	
管 理 費	22,286	20,362	△1,924	
予 備 費	303	0	△303	
計	28,959	25,904	△3,055	

令和 3 年度の事業計画と予算

令和 3 年度も各種講習会の開催、点検済表示制度の推進及び広報活動等の各種事業を計画しております、これらの事業計画と予算は、以下のとおりです。

1. 事業計画

- (1) 講習会等の開催
 - ア. 消防設備士試験準備講習
 - イ. 消防設備士法定講習
 - ウ. 消防設備点検資格者本講習
 - エ. 消防設備点検資格者再講習
 - オ. 防火管理新規講習（甲種）
 - カ. 防火管理再講習（甲種）
 - キ. 防火・防災管理新規講習（併催講習）
 - ク. 消防設備実務者研修会
- (2) 点検済表示制度の推進
- (3) 行政機関及び関係団体等との連携
- (4) 広報活動
- (5) 損害賠償責任保険等の付保
- (6) 法令集、参考図書等の斡旋
- (7) その他協会の設立目的達成のための必要な事項

2. 予 算

(1) 収入の部

(単位：千円)

科 目	令和 3 年度	令和 2 年度	増 減 額	備 考
基本財産運用収入	1	4	△3	
入会金、会費収入	1,314	1,328	△14	
事 業 収 入	27,577	26,835	742	
補 助 金 等 収 入	260	260	0	
雑 収 入	532	532	0	
計	29,684	28,959	725	

(2) 支出の部

(単位：千円)

科 目	令和 3 年度	令和 2 年度	増 減 額	備 考
事 業 費	6,120	6,370	△250	
管 理 費	23,259	22,286	973	
予 備 費	305	303	2	
計	29,684	28,959	725	

一般財団法人日本消防設備安全センター理事長表彰

令和 2 年度消防設備関係功労者等の表彰式が、令和 2 年 11 月 6 日に東京都港区明治記念館において行われ、以下のとおり 2 名の方々が受賞されました。

受賞された方々の栄誉を心からお慶び申し上げますとともに、今後益々のご健勝とご活躍・社業のご隆盛を祈念いたします。

◎一般財団法人日本消防設備安全センター理事長表彰

〈個人〉

中川 義孝 様（有限会社中川商会 代表取締役）

〈事業所〉

星野管工設備株式会社（代表取締役 谷村 正夫 様）



中川 義孝 様
(有限会社中川商会 代表取締役)



星野管工設備株式会社
(代表取締役 谷村 正夫 様)

一般財団法人長崎県消防設備協会理事長表彰

一般財団法人長崎県消防設備協会理事長表彰（令和 2 年度受賞決定分）は、以下の方が受賞されました。

受賞された方の栄誉を心からお慶び申し上げますとともに、今後益々のご健勝とご活躍・社業のご隆盛を祈念いたします。

◎永年にわたり消防用設備等の適正な保守業務の推進に貢献され、その功績が顕著であった者
〈個人〉

澤瀬 幸満 様 （株式会社青電メンテナンス 代表取締役）

稻次 豊 様 （株式会社水栄管工社 取締役会長）



表彰状をお持ちの方 左側から澤瀬 幸満 様、稻次 豊 様

現在の協会会員数

(令和3年3月31日現在)

種類	管工事	電気工事	消防機器	その他	計
維持会員 (うち登録会員)	31名 (14名)	51名 (17名)	55名 (52名)	16名 (16名)	153名 (99名)
賛助会員(個人)			16名		
賛助会員(法人)			3社		

今後とも、以下のような加入のメリットをPRし、加入促進に努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

<加入のメリット> (*表示登録会員の場合)

① 消防用設備等点検済表示制度による点検済票の交付 (*)

安全センターを中心とする全国統一ルールの適用下、安全安心の証として点検済票を貼付することができ、会員事業所の信頼性やブランド力の向上に繋がります。

② 協会で一括加入している損害賠償責任保険の適用 (*)

1事故2億円、期間中2億円（免責金額なし）の保険が適用され、点検業務のリスク軽減が図られます。

③ 消防庁、安全センター等からの情報や会報の提供

消防庁や安全センター等からの情報が適宜提供されるとともに、協会の会報（各種講習会の日程や法令改正の動向などを掲載）が定期的に送付されます。

④ 実務者研修会等への出席

消防用設備等に係る実務者研修会やセミナー等の案内が受けられ、無料で出席することができます。

⑤ 協会や安全センター等による表彰

定期的に会員を対象として本協会や安全センター等による表彰を行っております。

損害賠償責任保険の付保について

協会では、表示登録会員が点検済票を貼付している防火対象物の点検業務に起因して発生した事故の損害を賠償するため、令和3年4月に保険金額を1事故2億円、期間中限度2億円（免責金額なし）とする損害賠償責任保険契約を日新火災海上保険㈱と締結しました。

最近、ハロゲン化物消火設備の誤放射など損害額の多い事例も報告されております。より一層安全で確実な点検に努められますようお願いいたします。

点検業務に起因する事故が発生した場合は、その事故の概要を速やかに協会へ連絡してください。

令和2年度 講習会等の開催実績

※表内の数値は受講者数（名）で、網掛け部分は令和元年度の実績です。

1 消防設備士試験準備講習

- ・開催地 長崎市 令和2年 6月10日（水）～12日（金）

区分	消火設備（1類）	警報設備（4類）	消火器（6類）	受講者数計
受講者	3	9	7	19
	3	6	3	12

2 消防設備士法定講習

- ・開催地 佐世保市 令和2年 7月 8日（水）～10日（金）
- ・開催地 長崎市 令和2年 7月29日（水）～31日（金）
- ・開催地 長崎市 令和2年12月22日（火）～24日（木）

区分	消火設備 (1.2.3類)	警報設備 (4.7類)	避難設備・消火器 (5.6類)	受講者数計
佐世保市	33	75	57	165
7月	52	92	43	187
長崎市	69	87	65	221
7月	86	154	107	347
長崎市	24	124	35	183
12月				0
合計	126	286	157	569
	138	246	150	534

3 消防設備点検資格者本講習

開催地	種別	期間	受講者数
長崎市	1種	令和2年 9月30日（水）～10月 2日（金）	18
	2種	令和2年 11月 4日（水）～11月 6日（金）	15
合計			33
			43

4 消防設備点検資格者再講習

開催地	種別	期間	受講者数
長崎市	1種	令和3年 2月 4日（水）	35
	2種	令和3年 2月 5日（金）	46
合計			81
			117

5 甲種防火管理新規講習

開催地	期 間	受講者数
長崎市	※R2.3.5-6予定をR2.4.21-22へ延期し、中止	
佐世保市	※R2.5.21-22予定を中止	90
長崎市	※R2.6.4-5予定を中止	183
佐世保市	令和2年8月20日(木)~21日(金)	71 116
長崎市	令和2年9月3日(木)~4日(金)	89 113
佐世保市	令和2年11月19日(木)~20日(金)	108 95
長崎市	令和2年12月10日(木)~11日(金)	124 133
佐世保市	令和3年2月18日(木)~19日(金)	97 87
長崎市	令和3年3月11日(木)~12日(金)	121
合 計		610 817

6 甲種防火管理再講習

開催地	期 間	受講者数
佐世保市	令和2年10月16日(金)	42 53
長崎市	令和3年1月8日(金)	39 49
合 計		81 102

7 防火・防災管理新規講習(併催講習)

開催地	期 間	受講者数
佐世保市	令和2年9月17日(木)~18日(金)	52 41
長崎市	令和3年1月21日(木)~22日(金)	58 59
合 計		110 100

8 消防設備保守業務等実務者研修会

○会員等の皆様の更なる資質向上と保守体制の強化及び適正化に資するため、会員並びに消防機関の職員など実務者を対象として、最近の予防行政の動向や消防用設備等保守業務などに係る研修会を令和3年1月に予定していましたが、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ中止し、会員並びに消防機関の皆様へ、「最近の予防行政の動向（総務省消防庁予防課）」などの資料を配布いたしました。

令和 2 年度消防用設備等点検済票(ラベル) の交付実績

令和 2 年度における点検済票(ラベル)の交付状況は、次のとおりです。

上段が令和 2 年度、下段が令和元年度の実績です。令和 2 年度は、過去最高となった令和元年度の 96% の枚数でした。

(単位：枚)

区分	長崎	佐世保	計
消火器用	237,175	72,000	309,175
	240,800	79,700	320,500
消火器以外用	122,590	36,325	158,915
	123,002	41,118	164,120
耐圧試験用	233	32	265
	194	21	215
容器弁バルブ用	600	0	600
	1,330	160	1,490
合計	360,598	108,357	468,955
	365,326	120,999	486,325

消防用設備等点検済表示管理委員会・幹事会

- 消防用設備等点検表示制度は、消防庁のご指導の下、点検実施者の責任の明確化や点検の確実な履行を促進するため、平成 9 年度から実施しております。
- 8 月に幹事会、2 月に管理委員会を開催することとし、点検済ラベルの交付状況や表示登録会員の動向、各種講習会の開催計画などについて審議いただく予定でしたが、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ中止いたしました。

令和3年度 各種講習会開催予定

令和3年3月1日現在

講習名	実施日		定員	講習会場	受付期間
消防設備士試験準備講習	消火設備（1類）		20名	長崎県勤労福祉会館 (小会議室C)	5月6日(木)～ 5月26日(水)
	警報設備（4類）		20名		
	消火器（6類）		20名		
消防設備士法定講習	消火設備		110名	佐世保市労働福祉 センター (大会議室ABC)	6月1日(火)～ 6月21日(月)
	警報設備		110名		
	避難設備・消火器		110名		
	消火設備		125名	長崎県勤労福祉会館 (講堂)	6月24日(木)～ 7月14日(水)
	警報設備		125名		
	避難設備・消火器		125名		
点検資格者 (本) 講習	1種	9月29日(木)～10月1日(金)	30名	長崎県勤労福祉会館 (大會議室)	8月10日(火)～8月27日(金)
	2種	10月27日(木)～10月29日(金)	30名		9月7日(木)～9月24日(金)
点検資格者 (再) 講習	1種	令和4年2月3日(木)	85名	長崎県勤労福祉会館 (講堂)	12月7日(火)～ 12月24日(金)
	2種	令和4年2月4日(金)	85名		
甲種防火管理 新規講習	21-1-4201001 5月20日(木)～21日(金) 長崎県佐世保市		110名	佐世保市労働福祉センター (大会議室ABC)	3月23日(火)～ 3月30日(火)
	21-1-4201002 6月24日(木)～25日(金) 長崎県長崎市		125名	長崎県勤労福祉会館 (講堂)	5月13日(木)～ 5月20日(木)
	21-1-4201003 8月19日(木)～20日(金) 長崎県佐世保市		110名	佐世保市労働福祉センター (大会議室ABC)	6月29日(火)～ 7月6日(火)
	21-1-4201004 9月2日(木)～3日(金) 長崎県長崎市		125名	長崎県勤労福祉会館 (講堂)	7月20日(火)～ 7月27日(火)
	21-1-4201006 10月14日(木)～15日(金) 長崎県佐世保市		110名	佐世保市労働福祉センター (大会議室ABC)	8月30日(月)～ 9月6日(月)
	21-1-4201008 12月9日(木)～10日(金) 長崎県長崎市		125名	長崎県勤労福祉会館 (講堂)	10月20日(水)～ 10月27日(水)
	21-1-4201011 4年2月17日(木)～18日(金) 長崎県佐世保市		110名	佐世保市労働福祉センター (大会議室ABC)	令和4年1月5日(水) ～1月12日(水)
甲種防火管理 再講習	21-4-4201007 11月19日(金)13:00～ 長崎県佐世保市		65名	佐世保市労働福祉センター (大会議室ABC)	10月7日(木)～ 10月14日(木)
	21-4-4201009 4年1月14日(金)13:00～ 長崎県長崎市		65名	長崎県勤労福祉会館 (中会議室2・3)	11月17日(木)～ 11月24日(木)
防火・防災管理 新規講習 (併催講習)	21-6-4201005 9月16日(木)～17日(金) 長崎県佐世保市		65名	佐世保市労働福祉センター (大会議室AB)	8月4日(水)～ 8月11日(水)
	21-6-4201010 4年1月20日(木)～21日(金) 長崎県長崎市		65名	長崎県勤労福祉会館 (中会議室2・3)	11月29日(月)～ 12月6日(月)

※防火・防災管理講習関係の申込みは、令和2年度から、日本防火・防災協会へ直接申し込むこととなり、インターネット申込とFAX申込のどちらかを選択いただけます。

消防設備点検資格者 「本講習」・「再講習」の実施について

1. 消防設備点検資格者「本講習」

本年度も以下のとおり実施いたしますので、取得希望の方は受講してください。

開催地	実施日	曜日	種別	会場	申込み受付期間
長崎市	令和3年 9月29日	水	1種	長崎県勤労福祉会館 大会議室 (長崎市桜町9-6)	令和3年 8月10日(火) ～ 8月27日(金)
	9月30日	木			
	10月1日	金			
	令和3年 10月27日	水	2種		令和3年 9月7日(火) ～ 9月24日(金)
	10月28日	木			
	10月29日	金			

2. 消防設備点検資格者「再講習」

点検資格者は5年に1回再講習を受ける必要があります。本年度は以下のとおり実施いたします。該当者には、(一財)日本消防設備安全センターから通知がありますので、注意しておいてください。

受講しないと資格を失いますので、必ず受講してください。

開催地	実施日	曜日	種別	会場	申込み受付期間
長崎市	令和4年 2月3日	木	1種	長崎県勤労福祉会館 講堂 (長崎市桜町9-6)	令和3年 12月7日(火) ～ 12月24日(金)
	2月4日	金	2種		

通 知

通 達

長崎市消防局
提供資料

- 1 東京都新宿区における二酸化炭素消火設備の放出事故を受けた注意喚起について
- 2 型式承認の失効に伴う消火器の取扱いについて

- 1 東京都新宿区における二酸化炭素消火設備の放出事故を受けた注意喚起について（令和3年4月15日付け消防予第187号）

（1）通知の概要

東京都新宿区において、二酸化炭素を消火剤とする不活性ガス消火設備（以下「二酸化炭素消火設備」という。）から何らかの理由で二酸化炭素が放出され、死者4名、負傷者2名を出す事故が発生しました。これまでも、愛知県名古屋市や東京都港区で発生した二酸化炭素消火設備の放出事故を踏まえ安全対策の徹底をお願いしているところです。

今回の事故の原因については、現時点ではまだ明らかになっていませんが、類似の事故発生を防止するため、当面の間、以下の事項について注意喚起していただくようお願いします。

ア 二酸化炭素消火設備が設けられている付近で工事等が行われる場合は、誤作動や誤放出を防止するため、第三類の消防設備士又は二酸化炭素消火設備を熟知した第一種の消防設備点検資格者が立ち会って監督を行うことにより、必要な安全対策の管理がなされる体制を確保すること。

イ 二酸化炭素消火設備が設けられている付近で工事等を開始する際は、その都度、当該工事等の従事者に対し、消火剤が放出されないよう閉止弁を閉止する等の措置を講じた上でなければ当該工事等を開始しないなど、必要な安全対策の内容について説明し、当該安全対策の確実な履行を徹底すること。

2 型式承認の失効に伴う消火器の取扱いについて

(1) 概要

近年、点検せずに長期間放置された古い消火器を操作、廃棄処理しようとした際に消火器が破裂し、ケガをする事故が発生していることから、事故防止の安全対策として、安全上の注意事項等の表示、耐圧性能点検が平成 22 年に法令で義務付けられました。

(2) 規格省令の改正

消火器の規格省令の改正により、新たに製造された消火器には、標準的な使用期限や火災の種別に応じた絵表示等を消火器本体に表示するように義務付けられました。具体的には次のとおりです。

ア 業務用消火器

- ・住宅用消火器でない旨
- ・加圧式の消火器又は蓄圧式の消火器の区別
- ・標準的な使用条件の下で使用した場合に安全上支障なく使用することができる標準的な期間又は期限
- ・使用上安全な取り扱いに関する事項
- ・維持管理上の適切な設置場所に関する事項
- ・点検に関する事項
- ・廃棄時の連絡先及び安全な取り扱いに関する事項
- ・消火器が適応する火災の絵表示

イ 住宅用消火器

- ・住宅用消火器である旨
- ・使用時の安全な取り扱いに関する事項
- ・維持管理上の適切な設置場所に関する事項
- ・点検に関する事項
- ・廃棄時の連絡先及び安全な取り扱いに関する事項

(3) 旧規格の消火器の取扱い

平成 23 年 1 月 1 日の施行までに設置された旧規格の消火器について、11 年間（令和 3 年 12 月 31 日まで）は、特例期間として使用が認められています。

(4) お願い

旧規格消火器の設置が認められている特例期間が本年 12 月 31 日までとなっています。定期点検時に旧規格の消火器や腐食している消火器を発見した際は、その危険性等を関係者へ説明していただき、速やかに交換していただくようお願いします。

保存版

消防用設備等の 適正な点検・報告と 点検済票(ラベル)の貼付を!

消防用設備等の点検及び点検結果の報告は、
防火対象物関係者(所有者、管理者、占有者)の義務です。

(消防法第17条の3の3)

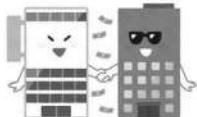
必ず立ち会って適正な点検が実施されているかを確認しましょう。

全国統一的に推進している点検済表示制度は、点検が適正に行われ、機能が正常であるものに点検済票(ラベル)を貼って点検実施者の責任を明確にするとともに防火対象物の関係者、利用者などに維持管理が適正に行われていることを知らせるものです。

しない

粗雑な点検を行
う事業所を選定しない

信頼できる点検事業者を選定し、適正な点検をさせましょう。



させない

粗雑な点検をさせない

点検は、法令で定められた点検基準と点検要領に従って行わなければなりません。
点検時には防火管理者等が必ず立ち会って、適正な点検が行われているかを確認するよう指導されています。

(平成11年消防予第145号)



ゆるさない

不適正な点検事業者をゆるさない

粗雑な点検を行う事業者と契約し、不適正な点検が行われた場合、維持義務違反として罰せられるのは「防火対象物の関係者」です。



罰則



維持義務違反

- 消防用設備等の維持のために必要な措置をしなかった者は30万円以下の罰金又は拘留
- その法人に対しても上記の罰金

(消防法第44条第12号、第45条第3号)

点検報告義務違反

- 点検結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした者は30万円以下の罰金又は拘留
- その法人に対しても上記の罰金

(消防法第44条第11号、第45条第3号)

一般財団法人 長崎県消防設備協会

点検から報告までのチェックポイント

1 点検の内容と期間

消防用設備等の種類などに応じて次のように定められています。

点検の期間 機器点検 ▶ 6ヶ月に1回 / 総合点検 ▶ 1年に1回

2 点検実施者

次の防火対象物に設置されている消防用設備等の点検は、消防設備士又は消防設備点検資格者に行わせることとなっています。

- ◆延べ面積1,000m²以上のデパート、ホテル、病院、飲食店、地下街などの特定防火対象物
- ◆延べ面積1,000m²以上の工場、事務所、倉庫、共同住宅、学校などの非特定防火対象物で消防長又は消防署長が指定したもの
- ◆特定用途に供される部分が避難階以外の階にある防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2つ(屋上に設けられた場合又は避難上有効な構造を有する場合にあっては、1つ)以上設けられていないもの

左記以外の防火対象物は、自ら点検を行うこともできますが、確実な点検を行うために消防設備士又は消防設備点検資格者に行わせることが望されます。

3 点検・改修・整備

点検は、点検基準及び点検要領に基づいて適正に行い、不良箇所があった場合は、すみやかに改修や整備をしなければなりません(改修や整備は、屋内消火栓の表示灯の交換等、軽微な設備を除き、消防設備士でなければできません)。

4 点検済票(ラベル)の貼付

点検済票(ラベル)は、点検済表示制度を活用している場合に、都道府県消防設備協会が一定の要件(消防設備士又は消防設備点検資格者、必要な機器工具及び経済的基盤を有していること)を満たしている点検実施者(表示登録会員)に交付し、適正な点検を行った証として貼られます。

表示登録会員は、損害賠償責任保険(1事故2億円、期間中限度2億円)に加入しています。

点検済票(ラベル)



消火器用

消火器以外の
消防用設備等用

5 点検票の確認

関係者は、点検結果が点検票に正確に記録されているかを確認してください。



6 点検結果の報告

- 関係者は、点検結果を定められた期間ごとに、消防長又は消防署長に報告しなければなりません。
- 報告期間は、防火対象物の用途などに応じて定められています(点検の期間と報告の期間は異なります)。

報告の期間 特定防火対象物 ▶ 1年に1回 / 非特定防火対象物 ▶ 3年に1回

(一財) 長崎県消防設備協会 **TEL.095-827-4756** FAX.095-827-5501

〒850-0027 長崎市桶屋町50番1号 杉本ビル 3階 E-mail : ng-hosyu@yacht.ocn.ne.jp

●沿革／昭和51年 7月 設立、平成24年 4月 一般財団法人移行

●主な事業／消防用設備等点検済表示制度の推進、消防設備士法定講習等各種講習会の開催等

●役員等／17名 (理事長 岩永堅之進) ●会員／179名 (表示登録会員 103、普通会員 54、賛助会員 22)

消防用設備等には定期点検が必要です。

消防用設備等点検報告制度とは

防火対象物の関係者は、消防用設備等又は特殊消防用設備等について、定期点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。(消防法第17条の3の3)



点検の種類と期間

機器点検

6ヶ月に1回

実施

- 1 消防用設備等に付置される非常電源(自家発電設備に限る)。又は動力消防ポンプの正常な作動。
- 2 消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項。
- 3 消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項。

総合点検

1年に1回

実施

消防用設備等の全部もしくは一部を作動させ、又は使用することにより、総合的な機能を確認するため、消防用設備等の種類に応じて実施する点検。



点検実施者

次の防火対象物の消防用設備等は、消防設備士又は消防設備点検有資格者に点検させなければならない。

1 延べ面積1,000m²以上の特定防火対象物。

2 延べ面積1000m²以上の非特定防火対象物で、消防長又は消防署長が指定するもの。

3 特定一階段等防火対象物。

報 告



防火対象物の関係者は点検結果を、維持台帳に記録するとともに、次の1及び2に示す期間ごとに消防長又は消防署長に報告しなければならない。ただし、特殊消防用設備等にあっては、設備等設置維持計画に定める点検の結果についての報告の期間ごとに報告するものとする。

1 特定防火対象物
1年に1回

2 左記以外
3年に1回

※特定防火対象物とは、百貨店、旅館、病院、地下街、複合用途防火対象物等で不特定多数の者又は災害時に避難が必要なものが出入りする施設(消防法施行令別表第1の(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項、(16の3)項に掲げる防火対象物)

適切な消防用設備等点検を実施しましょう!

消防用設備等の点検は、適切に行われていますか？

御自身の建物に設置されている消防用設備等の点検について、次の4つの事例を参考にチェックしてください。



無資格者が 点検をしていた

消防設備士又は消防設備点検資格者による点検を依頼していたにもかかわらず、無資格者が自動火災報知設備の点検を実施していた。

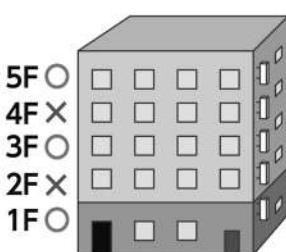


消防設備士又は消防設備点検資格者に点検させ、消防機関に報告する場合は、点検作業が始まる前に、点検に従事する各作業員(資機材の搬送等の補助的な作業のみを行う者を除く)が免状を保有しているか確認しましょう。



全階を 点検していなかつた

地上5階のビルにおいて、1階・3階・5階の店舗の消防用設備等は点検されていたが、2階・4階の店舗は点検されていなかつた。



点検の対象は「建物に設置されている全ての消防用設備等」です。各階全ての点検を依頼していたにもかかわらず、点検業者が、一部のみの点検で作業終了としているのか、点検作業の実施状況を確認しましょう。



事実と異なる 報告をしていた

自動火災報知設備の感知器が故障していることが確認されたが、点検結果報告書では、改善していないのにもかかわらず「不備なし」として報告していた。



点検の結果を、事実通りに記載しなければなりません。報告書に記載されている内容が「実際の点検結果」と相違無いかどうか、点検作業の実施状況を確認するとともに、報告書の届出前にしっかりと確認しましょう。不備については、適切に改善しましょう。



点検期間のルールを 守っていなかつた

機器点検を1年に1回、総合点検を3年に1回しか実施していなかつた。



機器点検は6ヶ月毎に、総合点検は1年毎に実施してください。また、建物関係者は、法令により点検を行った結果を「維持台帳」に記録することとなっていますので、点検を実施したら、その結果を維持台帳に記録しましょう。

具体的な点検要領、報告様式の記載方法等、詳しくはお近くの消防機関にご相談ください。



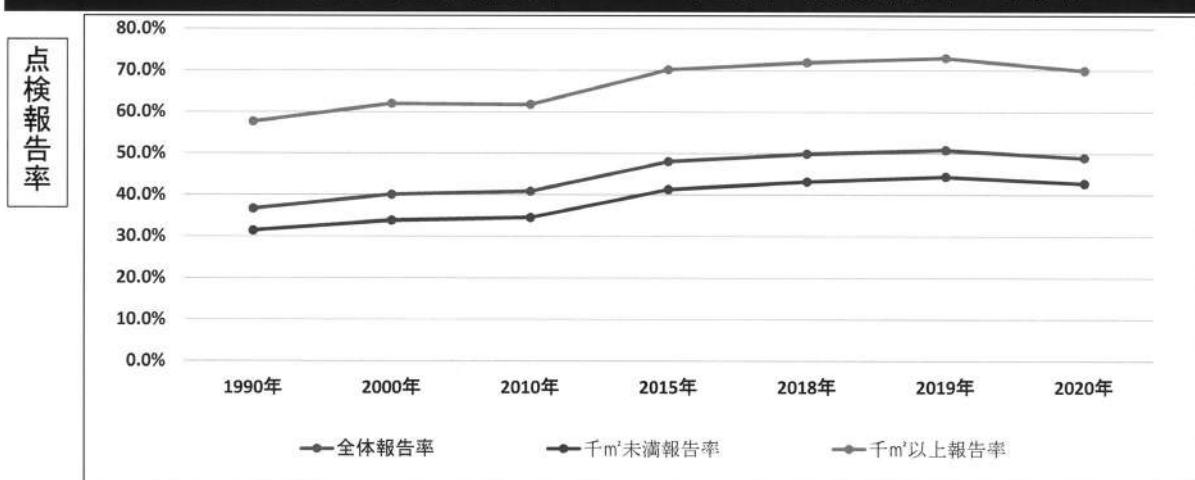
消防庁

Fire and Disaster Management Agency
<https://www.fdma.go.jp/>



ご相談はお近くの消防署まで

消防用設備等点検報告率について(全国の点検報告率の推移)

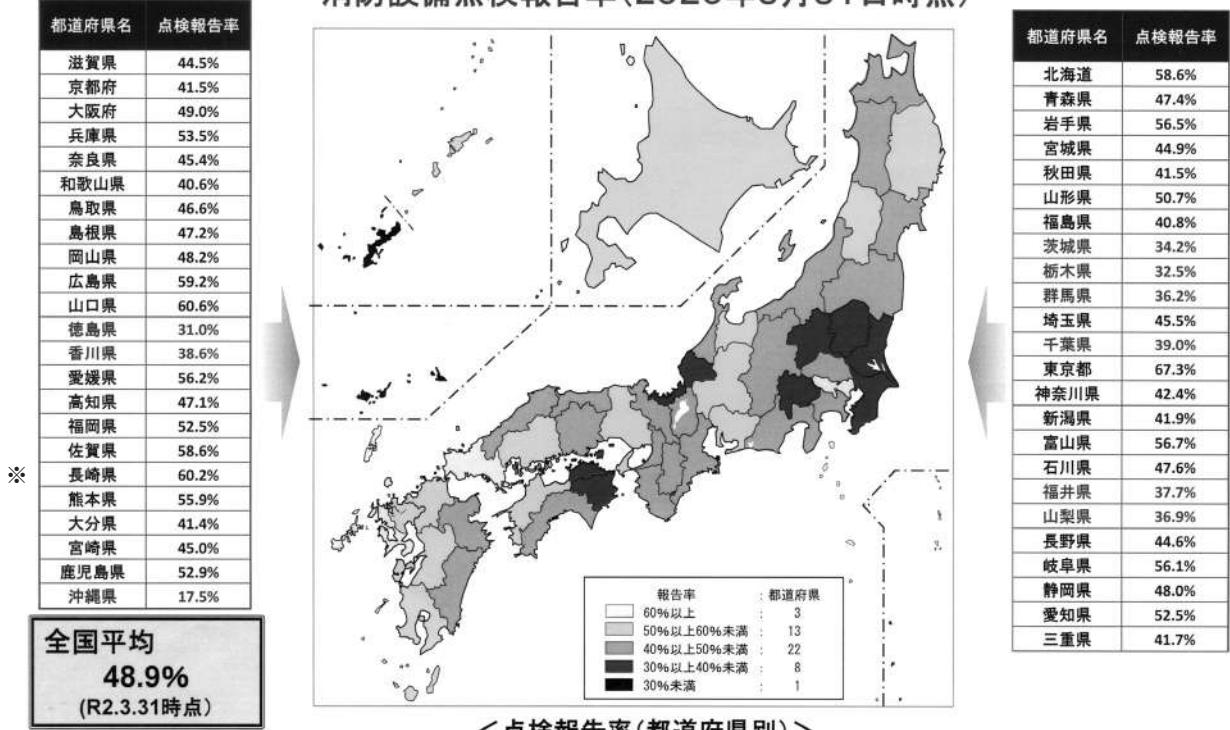


	全体報告率	1,000m³未満報告率	1,000m³以上報告率
1980年	15.3%	11.7%	31.4%
1990年	36.6%	31.3%	57.6%
2000年	40.0%	33.7%	61.9%
2010年	40.8%	34.4%	61.7%
2015年	48.0%	41.2%	70.1%
2016年	48.2%	41.5%	69.7%
2017年	49.2%	42.2%	71.5%
2018年	49.8%	43.1%	71.8%
2019年	50.8%	44.3%	72.9%
2020年	48.9%	42.7%	69.9%

※各年とも3月31日時点の数値

消防用設備等点検報告率について

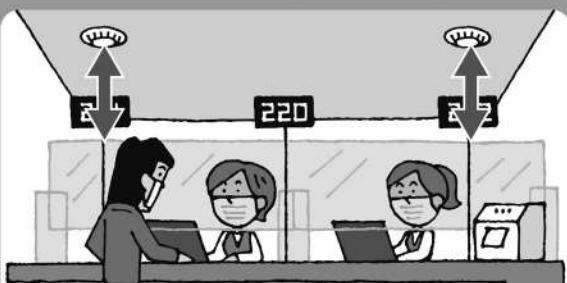
消防設備点検報告率(2020年3月31日時点)



新型コロナウイルスの感染防止対策で設置する 「飛沫防止用シート」の火災に注意!



火気や熱を発する機器から距離をとる。
コソロなどの火気や白熱灯のような
照明器具からは、離して設置しましょう。



火災感知器やスプリンクラーの近くに設置しない。
正常な動作の妨げになります。



**誘導灯を隠さない。
避難経路に設置しない。**
火災の際に避難の支障にならないよう注意してください。



飛沫防止に必要な分を設置する。
可燃物の量を減らして、火災リスクを減らす。



燃えにくい素材のものを選ぶ。
難燃・不燃性のあるものや防炎品をおすすめします。



同じ素材なら板状のものを選ぶ。
フィルム状のものに比べて燃え広がりにくいです。



消防庁

Fire and Disaster Management Agency

<https://www.fdma.go.jp/>



ご相談はお近くの消防署まで

表示登録会員名簿

(令和3年6月1日現在)

所 属	事 業 所 名	所 在 地	電 話 番 号
消防機器同業会	(有)アポロ電機防災	長崎市葉山1丁目40-3 アヴニール葉山102号室	095-856-8746
	アラキ防災工業(株)	長崎市大橋町2-4	095-846-1036
	(有)アトム防災設備	長崎市つづじが丘1丁目20-2	095-839-6330
	(資)あおば商会	長崎市小菅町25-17	095-824-2453
	(株)アイコック	諫早市津久葉町6-41	0957-26-5449
	(株)アール・テクノ・サービス	五島市上大津町1196	0959-74-5209
	あーるある電設	対馬市厳原町久田596-4	0920-52-0048
	井上消防・防災設備	島原市有明町大三東甲717-1	0957-61-9133
	(株)エルベック	長崎市魚の町2-26	095-820-7374
	(株)オリオン電防	長崎市西山2丁目2-3	095-825-8250
	(有)大浦商店	平戸市生月町館浦14	0950-53-1531
	(一財)九州電気保安協会長崎支部	長崎市田中町591-5	095-813-8011
	九州消火器材(株)	佐世保市新田町273-7	0956-47-3165
	(株)クリーン・マット	長崎市田中町573-3	095-837-8488
	(有)小淵電設	長崎市江の浦町15-30	095-861-4535
	(株)サン・クリエイト	長崎市西山台2丁目12-7	095-843-2971
	(株)消建	佐世保市早苗町668-26	0956-27-5232
	(株)シンテック	諫早市長野町1086-46	0957-24-2511
	(有)西部防災	長崎市橋口町12-12安武ビル1階	095-847-6612
	(有)綜合防災センター	長崎市小峰町12-2	095-848-0109
	(株)武田商事	佐世保市沖新町7-2	0956-31-6285
	(株)中央ビル管理	佐世保市有福町1712-3	0956-42-5200
	(株)ツクモ	佐世保市福石町22-6	0956-31-4074
	(株)ツクモ防災	長崎市花園町24-5	095-861-0677
	(有)対馬ビルサービス	対馬市美津島町根緒468-80	0920-52-3524
	(有)トウサイ	長崎市つづじが丘4丁目19-15	095-839-8166
	東洋防災工業(株)	長崎市網場町522	095-839-8236
	(株)長崎ユタカ	長崎市五島町6-17	095-826-8555
	長崎防災(株)	長崎市戸町3-23-19	095-833-5508
	(株)長崎め組	西彼杵郡時津町左底郷767-8	095-860-2330
	(有)中村防災	島原市浦の川町2150-1	0957-62-6414
	(有)中川商会	諫早市西里町682-7	0957-22-0287
	(株)ナカムラ消防化学	大村市平町1933	0957-52-1617
	(株)日東商会	長崎市鍛冶屋町6-17ハイツかじや502	095-822-1685
	(株)日東松浦商会	松浦市志佐町高野免1001	0956-72-3346
	(株)ハンエイ	長崎市女の都4丁目5-5	095-845-8711
	(株)フジオカ	長崎市田中町582-4	095-813-8084
	富士産業(有)	長崎市三原2丁目29-28	095-844-5866
	(有)福田商会	佐世保市母ヶ浦町13-1	0956-47-6415
	(有)平和防災	佐世保市天神2丁目151-15	0956-31-7272
	松田工業所	佐世保市小佐世保町28-16	0956-23-3432
	(有)ムラツウ	佐世保市早苗町495-5	0956-38-1444
	森防災	五島市木場町376-3	0959-72-2284
	ヤナセ産業(株)	長崎市竹の久保町11-3	095-818-0121
	(株)ヤナセ防災	佐世保市卸本町30-15	0956-31-9345
	(株)山田石油	諫早市本町3-10	0957-22-1324
	(資)山根	佐世保市俵町25-30	0956-24-5845
	(株)山本商会	佐世保市藤原町46-43	0956-31-9066
	(有)ユタカ商会	佐世保市干尽町5-3	0956-32-6236
	(株)ユタカ防災サービス	諫早市貝津小船越名1-24	0957-26-5031
	ユニオン防災	長崎市城山町12-17-3F	095-807-2653
	(株)令和防災	長崎市大橋町16-13 アクティイン大橋3-y	095-844-2787
	MHIアシリティーサービス営業統括部長崎工場施設管理部	長崎市神ノ島町3丁目526-19	095-865-5555

所 属	事 業 所 名	所 在 地	電 話 番 号
管 工 事 業 組 合	共立商工(株)	佐世保市川下町 4 1 5 - 1	0 9 5 6 - 4 7 - 4 1 5 5
	(有)サンケン	南島原市加津佐町己 3 3 5 3 - 3	0 9 5 7 - 8 7 - 2 0 2 2
	三昌商事(株)	長崎市柳谷町 2 4 - 4 1	0 9 5 - 8 4 4 - 1 3 9 3
	水土工業(株)	長崎市城山町 1 3 - 2	0 9 5 - 8 6 2 - 6 2 6 2
	大栄設備(株)	長崎市立山 5 丁目 1 7 - 7	0 9 5 - 8 1 8 - 3 9 0 2
	高瀬建設(株)	大村市岩松町 2 6 - 1	0 9 5 7 - 5 3 - 3 1 3 1
	滑石設備(株)	長崎市滑石 2 丁目 5 - 1 3	0 9 5 - 8 5 6 - 2 5 1 2
	ハヤシカネエネルギー(株)	長崎市目覚町 5 - 2 0	0 9 5 - 8 4 8 - 2 3 2 3
	星野管工設備(株)	長崎市葉山 1 丁目 3 2 - 1 6	0 9 5 - 8 5 6 - 1 1 6 1
	丸一設備工業(株)	長崎市鳴滝 2 - 1 3 - 1 6	0 9 5 - 8 2 4 - 1 5 7 1
	ミヤケン物流(株)	島原市前浜町乙 9 0	0 9 5 7 - 6 4 - 7 2 3 6
	(株)八興電設	対馬市美津島町根緒 6 3 - 2	0 9 2 0 - 5 4 - 2 6 5 7
	(株)矢加部商店	島原市広馬場町 3 3 2	0 9 5 7 - 6 2 - 3 1 8 6
	(株)大和屋電機	壱岐市芦辺町諸吉大石触 2 1 5 - 2	0 9 2 0 - 4 5 - 0 0 8 4
電 気 工 事 業 組 合	大菱電気工業(株)	佐世保市俵町 2 4 - 2 9	0 9 5 6 - 2 3 - 2 1 7 7
	(株)九州啓電社	長崎市城山町 1 6 - 5	0 9 5 - 8 6 1 - 5 1 5 5
	(株)玄海電設	平戸市田平町小崎免 1 0 2 3	0 9 5 0 - 5 7 - 0 9 0 7
	こばた電設(株)	五島市吉田町 2 5 3 2 - 5	0 9 5 9 - 7 2 - 8 5 0 1
	サカイ電設	雲仙市小浜町北野 1 9 9 2	0 9 5 7 - 7 4 - 5 0 8 6
	(株)三エ電機	長崎市大橋町 6 - 6	0 9 5 - 8 4 5 - 2 3 0 0
	シロヤマ電工	五島市奈留町浦 4 6 8 - 1 0 5	0 9 5 9 - 6 4 - 2 1 3 0
	(株)進藤電業	雲仙市小浜町雲仙 4 3 4 - 3	0 9 5 7 - 7 3 - 3 6 8 2
	(株)青電メンテナンス	長崎市金屋町 7 - 1 4	0 9 5 - 8 2 7 - 2 0 8 8
	中央電気防災(株)	大村市荒瀬町 3 6 8	0 9 5 7 - 5 5 - 5 5 6 6
	(株)東光電気	長崎市大浦町 9 - 5	0 9 5 - 8 2 1 - 2 3 1 5
	長崎電業(株)	長崎市花園町 2 - 2 1	0 9 5 - 8 6 2 - 2 3 3 3
	長崎菱電テクニカ(株)	西彼杵郡時津町浜田郷 5 1 7 - 7	0 9 5 - 8 8 1 - 1 4 1 2
	(有)野原電機	雲仙市小浜町北野 7 3 5	0 9 5 7 - 7 4 - 3 2 1 8
そ の 他	松田電気工事三(株)	大村市西三城町 1 3 - 1 7	0 9 5 7 - 5 3 - 2 1 4 8
	松山電機店	北松浦郡小値賀町笛吹郷 1 3 8 9 - 7	0 9 5 9 - 5 6 - 2 2 2 6
	(有)マルセイ	南松浦郡新上五島町浦桑郷 1 3 7 2	0 9 5 9 - 5 4 - 1 1 0 2
	アイワ防災工業(株)	壱岐市郷ノ浦町本村触 6 4 9 - 1	0 9 2 0 - 4 7 - 5 2 0 7
	(株)天瀬電機	対馬市上対馬町比田勝 9 6 5 - 1	0 9 2 0 - 8 6 - 2 0 5 5
	大久保電工(株)	壱岐市郷ノ浦町本村触 2 9 - 3	0 9 2 0 - 4 7 - 0 2 6 4
	(株)片山住宅電設	壱岐市勝本町百合畠触 5 0 5 - 5	0 9 2 0 - 4 3 - 0 2 6 2
	かばら電気	対馬市厳原町西里 1 1 2 - 8	0 9 2 0 - 5 2 - 6 8 6 8
	(株)九電工長崎支店	長崎市平野町 2 2 - 4 0	0 9 5 - 8 4 0 - 0 8 0 0
	(有)きょーでん	南松浦郡新上五島町七目郷 8 7 9 - 3	0 9 5 9 - 4 2 - 2 4 3 9
	研進工業(株)	諫早市小川町 1 2 5 1 - 1	0 9 5 7 - 2 2 - 3 2 1 1
	(有)佐世保電気防災	佐世保市白岳町 1 0 2 - 5	0 9 5 6 - 3 3 - 8 4 6 6
	太平ビルサービス(株)長崎支店	長崎市栄町 1 - 2 5 長崎MSビル 5 F	0 9 5 - 8 2 4 - 6 6 2 8
	(有)ひらい電機	佐世保市江迎町長坂 1 6 4	0 9 5 6 - 6 6 - 2 6 0 0
	富士ビル綜合(株)	長崎市恵美須町 4 - 7	0 9 5 - 8 2 7 - 2 4 6 3
	ホマレ電業(株)	対馬市厳原町桟原 4 0 - 2	0 9 2 0 - 5 2 - 5 5 1 4
	松尾電気工事(株)	壱岐市勝本町大久保触字山坂 1 7 9 7 - 4	0 9 2 0 - 4 2 - 2 0 7 3
	(株)山縣	佐世保市下京町 7 - 1 0	0 9 5 6 - 2 4 - 8 9 3 7
	(株)横清商会	壱岐市郷ノ浦町片原触 1 5 0 2 - 1	0 9 2 0 - 4 7 - 0 6 4 3

(一財)長崎県消防設備協会(FAX 095-827-5501)あて

消防設備関係
刊行物等注文書

受付日	
受付番号	

(安全センターへの注文日) 年 月 日

送り先	住 所	〒
	会 社 名	
	担当者名	TEL () FAX ()

区分	コード	数量	金額 (10%税込)	刊 行 物 名	備 考
消防設備士試験準備用テキスト	2000		2,310	消防設備六法 (令和3年度版)	
	2007		880	電気と機械の基礎知識	
	2001		3,630	消防設備士受験直前対策 第1・2・3類用	
	2002		1,540	" 第4・7類用	
	2003		2,200	" 第5・6類用	
	2004		4,400	消防用設備等基本テキスト 消火設備	
	2005		4,510	" 警報設備	
	2006		2,750	" 避難器具・消火器	
	2008		3,410	消防設備士受験対策例題集 法令編	
	2009		3,300	" 第1類	
	2010		3,300	" 第4類	
	2011		2,970	" 第6類	
一般図書	2018		4,290	消防用設備等点検実務必携	
	2017		3,850	消防用設備等試験実務必携	
	2019		3,768	防火・防災点検実務必携	

合計数量	金額	円(消費税込)	倉庫会社記入欄	発 送 日	
備考				梱包数・手数料	円
				送 料	円

(お願い)太線内を記入してください。

2021/07.20

事務局からのお知らせ

消防用設備等点検済票（ラベル）のご注文は早めにお願いします。

事務局では、ラベルの注文をお受けした際、速やかに交付するよう努めておりますが、天候などの影響による配送遅延など、不測の事態も考えられます。

このため、1週間程度の余裕をもってご注文いただくようお願いします。

消防設備協会九州ブロック連絡協議会の取組みについて

九州・沖縄各県及び山口県の協会で組織する標記協議会は、本年1月から、点検済表示登録会員が実施する他県における点検済票の貼付に関して更に適正な運用を図る観点から、他県の点検済票の貼付が確認された、また、他県会員による自社製点検済票等の貼付が確認された場合、各県協会が相互に連絡調整を行い、関係者に対して改善の働きかけを行うこととしております。

会員の皆様におかれましては、今後ともご協力をお願いいたします。

（参考）点検済表示制度のQ & A

Q. 点検基準及び点検要領に基づき適正に消防用設備等を点検した結果、不良箇所があった場合、点検済票（ラベル）は貼付できるのでしょうか。

A. 点検済表示制度とは、消防用設備等の点検が適正に行われ、機能が正常であるものに、点検済票（ラベル）を表示し、点検実施者の責任を明確にするとともに防火対象物の関係者、利用者などに維持管理が適正に行われていることを知らせるものです。点検時に不良箇所があった場合、速やかに改修や整備を行った後、点検済票（ラベル）を貼付することができます。

~~~~~ 長崎県消防設備協会の事務局員をご紹介します ~~~~~

事務局長（常務理事兼務） 笠山 浩昭

業務部長 中村登志彦

事務局員 渡部 洋子

消防法令に基づいて設置されている  
**旧規格消火器は  
2021年12月31日  
までに交換が必要です。**



適応火災のマークが  
「文字表示」の消火器は、  
新規格消火器に 2021 年 12 月 31 日  
までに交換してください！



消防法令に基づいて消火器の設置が義務付けられている建物等で、2011 年 1 月 1 日の規格省令改正により既に型式が失効している消火器を継続的に設置できるのは 2021 年 12 月 31 日までです。2022 年 1 月 1 日以降は、型式が失効した消火器の設置は認められませんので、計画的な交換・リサイクルをお願いいたします。

都道府県  
消防設備協会一覧

# 一般財団法人 長崎県消防設備協会

関係サイトへ  
リンク

お問合せ  
メール

はじめに 一地域の皆様へ

講習案内／図書案内

事業案内／業務・財務

■ごあいさつ

はじめに一地域の皆様へ

■ごあいさつ  
■協会トピックス  
■防災トピックス  
■情報提供

講習案内／図書案内

■講習案内  
各種受験準備講習会  
法令等に基づく各講習  
■図書案内

事業案内／業務・財務

■事業案内  
■業務・財務  
■本部・事務所案内図

関係サイトへリンク

■ 消防設備事業関係者のための  
福利厚生サービス

消防に携わる皆様へ朗報!

**消防交流広場**

ようこそ  
一般財団法人 長崎県消防設備協会  
ホームページへ

世界文化遺産 「明治日本の産業革命遺産」 旧グラバー住宅（長崎市）

**【お知らせ】**

- 講習会を受講される皆様へお願い ～新型コロナウイルス感染症対策について～
- 協会トピックスなど、このホームページを更新した場合、こちらの【新着情報】でお知らせしますので参考としてください。
- その他、消防法等に関する必要な情報（消防庁の通知通達など）は、防災トピックスに随時、アップしておりますのでご活用ください。

**【新着情報】**

- ・表示登録会員名簿を更新しました(R3.9.1)
- ・協会トピックスに協会からのお知らせをアップしました(R3.9.1)
- ・役員等名簿、決算・予算を更新しました(R3.8.6)

## 一般財団法人 長崎県消防設備協会

〒850-0027 長崎市桶屋町50番1号 杉本ビル3F

TEL 095-827-4756

FAX 095-827-5501

E-mail ng-hosyu@yacht.ocn.ne.jp